

市町村健康増進計画・食育推進計画の策定促進について

健康福祉部健康づくり支援課
農林水産部安全農業推進課

【現状と課題】

「市町村健康増進計画」及び「市町村食育推進計画」については、それぞれ健康増進法第8条、食育基本法第18条の規定により、市町村計画を定めるよう努めることとされている。

しかし、都道府県別の策定状況をみると、健康増進計画が策定率53.7%で全国ワースト2位、食育推進計画が33.3%ワースト4位となっている。

健康増進計画と食育推進計画は相互の関連性が高く、関係部局の重なりも多いことから、今後一層の策定促進に向けた取り組みを強化するため、健康福祉部及び農林水産部が連携し、県健康福祉センター及び農業事務所と協力しながら市町村に対する働きかけを強化していく。

基本認識・方向性

計画策定の考え方

- 「健康増進計画」と「食育推進計画」の関連性を重視した策定の検討
 - ・ 両計画は相互の関連性が高く、関係部局の重なりも多い。
 - ・ それぞれ単独計画として策定することが要件とはされていないため、一体的に策定することや、他計画の作成・見直しの際にそれぞれの計画の性格も併せ持つという形で他計画の中に位置付けることが可能。
 - ・ この場合、相互の計画の整合性を図りながら総合的に推進しやすいこと、計画策定に要する費用やマンパワーが削減できる等のメリットがある。
 - ・ 以上から、両計画共に未策定の市町村は、まず一体として策定することを検討。

重点支援地域

長生地域及び夷隅地域を重点支援地域とする
両地域管内の市町村は、健康増進計画・食育推進計画の策定率がいずれも0%

健康増進計画・食育推進計画とも未策定
(長生・夷隅地域以外)
八街市、神崎町、多古町、東庄町、銚子市、大網白里市、芝山町、九十九里町、鋸南町

健康福祉部長・農林水産部長連名で、
市町村長に対し、市町村計画策定促進に係る文書を发出

市町村計画策定状況

